

環境委員会資料

令和2年5月27日

**【議案第80号】**

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

資料          新旧対照表

環 境 局

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和60年10月15日条例第36号 (遵守事項)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、第3条第1項及び第3項の登録の有効期間ごとに1回以上、市長が指定する浄化槽管理士の資質の向上のための研修を受けさせなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和60年10月15日条例第36号 (遵守事項)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。</p> <p>(新設)</p>